

長岡市児童館・児童クラブの民間事業者への業務委託に関する
サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的等

(1) 背景・目的

長岡市の児童館・児童クラブは、「地域の子どもは地域で見守り育む」という理念のもと、地域の推進協議会への業務委託を中心に運営しています。

核家族化や就労形態の変化等に伴い、児童クラブを利用する児童数は増加傾向にあり、配慮を要する児童への対応等、多様化するニーズへの対応が求められています。

多様化するニーズに対応していくためには、職員の質の向上やさらなる人材の確保が必要となりますが、5年後、10年後を考えると、多くの地域が人材の確保が困難な状況になることが想定されます。

また、現場の職員においては、子どもの見守り以外の業務が増えており、子どもを安全・安心に見守るためにも、事務負担を軽減することが求められています。

上記のような状況の改善と、全地域偏りない安全・安心なサービスの拡充を目指して、子どもたちにとってより良い児童館・児童クラブの環境を整えるとともに、事務の効率化による持続可能な運営体制を実現するため、本市としては、全ての児童館・児童クラブの業務を一括で民間事業者へ業務委託し、民間事業者のノウハウやアイデアを活かした運営体制への移行を検討しています。

そこで、公募条件など、今後の具体的な方針について検討するため、サウンディング型市場調査を実施することにいたしました。

(2) 期待される効果

「サウンディング型市場調査（以下、「調査」という。）」とは、事業実施の検討段階において、多様なノウハウや手法を持つ民間事業者の皆様から広く御意見・御提案をいただく「対話」を通して、市場性を把握する調査のことです。この調査を通してその内容や条件等について、より効果的な検討を行うことができ、行政課題の解決に繋がることが期待されます。

(3) 民間事業者側のメリット

ア 対話形式による聞き取りが中心となるため、資料作成等の事業者側の負担が少なく、機動的・簡便に参加することが可能です。

イ 公募の前から市の検討内容を確認できるため、早い段階から応募について検討することができます。

ウ 本調査で御提案いただいた内容が実現性の高いものであれば、公募条件等に反

映する可能性があります。

(4) 市側のメリット

ア 市の考える公募条件に関して、市場性の有無を確認できます。

イ 市の方針と民間事業者のアイデアや提案内容をすり合わせる事ができ、児童館・児童クラブの民間事業者への業務委託について、より具体的に検討を行うことができます。

2 スケジュール

1	実施要領の公表	4月25日（木曜日）
2	回答受付期間	4月25日（木曜日）～5月10日（金曜日） <u>正午</u>
3	児童館・児童クラブ見学日	5月14日（火曜日） ※見学希望者のみ該当
4	対話実施期間	5月15日（水曜日）～5月20日（月曜日）
5	実施結果の公表	5月31日（金曜日）

3 対象者

対象事業の事業主体となる意向を有する者または事業への参加を検討中の者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象から除外します。

(ア) 法人における役員が長岡市暴力団排除条例において排除対象とされている場合

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人である場合

(ウ) これまでに、本市の指名停止措置を受けたことがある場合

(エ) 現在、民事再生法の手続き中である場合

(オ) 国税、県税及び市税を滞納している場合

4 サウンディングの実施方法等

(1) 調査の進め方

ア 本サウンディング調査に参加意向のある方に、事前にサウンディングの内容についてアンケートを回答いただき、その中で直接対話の希望の有無を確認いたします。

イ 「直接対話の参加を希望する」かつ、「長岡市の児童館・児童クラブの見学を希望する」場合には、5月14日（火曜日）に施設見学を実施します。（詳細については、見学参加希望者に別途お知らせします。）

※見学希望者全員で施設見学を行いますので、ご承知おきください。

ウ アンケートを集計した後、対話を希望する方と意見交換を行います。

エ 参加者の知識・アイデアの保護及び平等性確保のため、対話は個別に実施します。

(2) 実施結果の公表

- ア 実施結果について、概要を公表します。(参加事業者の名称は公表しません。)
- イ 参加事業者の具体的な知識やアイデア、詳細な提案内容は、知的財産保護の観点から公表しません。
- ウ 公表に当たっては、事前に参加者に内容の確認を行います。

5 事前に確認いただきたい事項

(1) 現在の長岡市の児童館・児童クラブの状況

【児童館・児童クラブの概要】

	児 童 館	児童クラブ
目 的	・子どもが自由に来退館できる「遊びの場」 (児童館の多くが児童クラブと併設)	・就労などで子どもの見守りができない家庭の小学生を対象に、放課後等、安全・安心な居場所としての「生活の場」
対 象	・未就学児とその保護者、小学生、中学生	・就労等により、放課後や長期休業日に保護者が不在となる小学生
利用料	無料	無料
開設日 開設時間	【開設日】月曜日～土曜日 【開設時間】 10:00～12:00／13:00～17:30 (12:00～13:00 は利用できない)	【開設日】月曜日～土曜日 【開設時間】 平日：13:00～18:00 土曜日・長期休業日等：8:30～18:00 ※有料で延長あり(30分100円) 夕方：18:00～19:00 土曜日・長期休業等：7:30～8:30
利用方法	・自由に来退館(事前登録はなし) ・放課後は帰宅後に利用 <準児童クラブとしての運用> ※11児童館で実施 児童クラブの開設に至らない小規模の児童館においても、放課後の預かりニーズに対応するため、児童クラブと同様の開設時間(8:30～18:00(延長開設はなし))で運営している。 対象：児童クラブと同様 ※児童クラブのような職員の配置要件等はなく、柔軟に運営	・登録制 ・放課後は学校から直接利用 ・迎えに来た保護者と退館

【長岡市の児童館・児童クラブ数】

管理する施設数は65施設ですが、多くの児童館が児童クラブを併設しているため、各事業の運用実態は次のとおりとなっています。(※R6. 4. 1 現在の児童館・児童クラブ一覧は別紙1参照)

	公設民営	公設公営	合 計	備 考
①児童館	38	2	40	※単独の児童館は3施設 (残り 37 施設は児童クラブ、または準児童クラブを併設)
②児童クラブ	42(63)	9(9)	51(72)	※児童館併設…26施設 ()内は国が示す運営指針による支援単位数
③準児童クラブ	11(11)	—	11(11)	※児童館併設…11施設 ()内は児童クラブとした場合の国が示す運営指針による支援単位数

(2) 令和7年度以降の方針(案)

※以下に記載の内容は現在検討中の事項であり、サウンディング調査の結果等を受け、変更や修正などが生じる可能性があります。

【児童館の機能について】

- ・「児童館」については令和6年度で廃止し、令和7年度からは「児童会館」事業として運営します。
- ※「児童館」は法律で規定された要件がありますが、「児童会館」は職員配置や利用スペースについて、地域の実情に合わせた柔軟な運営が可能となります。
- ・児童館内で「準児童クラブ」として運営している地域においては、児童クラブと同様の職員の配置要件等を満たしたうえで、「児童クラブ」と「児童会館」の併設施設として運営します。
- ・長岡市内の公設民営、公設公営の全ての児童会館・児童クラブの運営を民間事業者へ業務委託します。
- ・令和7年度からの児童会館・児童クラブは以下を予定しています。(ただし、管理する施設数は65施設です。)

	公設民営	公設公営	合 計	備 考
①児童会館	40	—	40	※単独の児童館は3施設 (残り 37 児童会館は児童クラブを併設)
②児童クラブ	62(83)	—	62(83)	※児童会館併設 37施設 ※R6年度に児童館内で運営している11準児童クラブも「児童クラブ」として運営する予定

6 サウンディングの内容

(1) 業務委託について

- ア これまで、他の自治体での児童館(児童会館)や児童クラブ業務の受託実績等がありますか？
- イ 長岡市としては、全ての児童会館・児童クラブを一括で業務委託することが望ましいと考えていますが、どの程度の規模の児童会館・児童クラブ業務の受託が可能ですか？
- ①全ての児童会館・児童クラブ (65 地域(40 児童会館/62 児童クラブ))
 - ②1/2 程度 (33 地域(20 児童会館/30 児童クラブ程度))
 - ③1/3 程度 (22 地域(13 児童会館/20 児童クラブ程度))
 - ④1/4 程度 (17 地域(10 児童会館/15 児童クラブ程度))
 - ⑤①～④以外
- ウ 上記イで回答した規模で受託する場合、どのような管理体制で運営しますか？(児童会館・児童クラブ職員をサポートする体制等をお聞かせください。)

(2) ICTの提案について

現在、長岡市の児童クラブでは電話による出欠連絡や、点呼での入退館管理を行っており、連絡手段等の脆弱性が課題となっていますが、ICTの導入について提案できるものはありますか？

(3) 関係機関との連携について

長岡市内の児童会館・児童クラブの多くは、地域のコミュニティセンターや小学校に設置されています。そのため、児童会館・児童クラブの運営に際しては、コミュニティセンター職員や小学校との連絡・調整が必要となります。

コミュニティセンター職員や小学校との連絡・調整について、どのように対応しますか？

(4) 児童厚生員の質の向上について

現在、長岡市では児童厚生員の質の向上を図るため、長岡市主催で児童厚生員を対象とした研修を年3回程度実施しています。長岡市の児童館・児童クラブの運営業務を受託する場合、児童厚生員の質の向上に向けてどのように対応しますか？

7 手続き

(1) 回答フォームへの入力

次のURL又はQRコードから回答フォームにアクセスしていただき、必要事項を入力してください。

(URL) <https://logoform.jp/form/P5EF/570341>

(QRコード)



(2) 入力期限

令和6年5月10日(金曜日) 正午

8 留意事項

(1) 参加者の取扱い

本調査への参加は、児童会館・児童クラブの民間事業者への業務委託の公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本調査後も、参加者に対し、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施することがありますので、御協力をお願いします。

9 問い合わせ先

長岡市教育委員会子ども未来部子ども・子育て課青少年育成係

住所 〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号

電話 (0258) 39-2393

メール kodomo@city.nagaoka.lg.jp